

## 「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」規約

本規約は、建設工事等の受注者への不当要求等防止対策要綱（令和3年5月27日）（以下「要綱」という。）第5条第2項に基づき、「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」（以下「不当要求等防止協議会」という。）の運営に関して定めるものである。

### （目的）

第1条 不当要求等防止協議会は、建設工事等の受注者への不当要求等に対し、関係機関が連携し、必要な措置を講じることにより、建設工事等に携わる者の安全を確保するとともに、建設工事等の円滑な施行に寄与することを目的とする。

### （所掌事務）

第2条 不当要求等防止協議会は、前条の目的を達成するため、次の事務をつかさどる。

- (1) 不当要求等の排除に関すること。
- (2) 不当要求等を行う者が関与する事業者の下請け参入の排除に関すること。
- (3) 不当要求等を行う者が関与する事業者からの資材購入の排除に関すること。
- (4) 不当要求等に関する情報交換に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な措置に関すること。

### （協議会の構成及び構成員等）

第3条 不当要求等に迅速かつ的確に対応するため、不当要求等防止協議会は、本部協議会と地域協議会とで構成する。

- 2 不当要求等防止協議会は、委員及び顧問で構成する。
- 3 本部協議会の構成員は、別表1「本部協議会名簿」のとおりとする。
- 4 地域協議会の構成員は、別表2「地域協議会名簿」のとおりとする。なお、その他関係する発注機関は必要に応じ、委員となることができる。
- 5 本部協議会及び地域協議会には、円滑な運営を補助する下部組織として、それぞれ幹事会を設置する。
- 6 本部協議会の幹事会（以下「本部幹事会」という。）の構成員は、別表3「本部幹事会名簿」のとおりとする。
- 7 地域協議会の幹事会（以下「地域幹事会」という。）の構成員は、別表4「地域幹事会名簿」のとおりとする。なお、その他関係する発注機関は必要に応じ、幹事となることができる。
- 8 地域協議会及び地域幹事会（以下「地域協議会等」という。）は、必要に応じて、建設工事等の受注者に対し、出席を求めることができる。

### （役員及び事務局等）

第4条 本部協議会の会長は、三重県県土整備部理事を充て、本部協議会の会務を統括する。  
また、本部幹事会の会長は、三重県県土整備部副部長（公共事業総合政策担当）を充て、本部幹事会の会務を統括する。

- 2 本部協議会及び本部幹事会（以下「本部協議会等」という。）の事務局は、三重県県土整備部に置き、委員、顧問及び幹事との連絡窓口となり、本部協議会等の事務を行う。
- 3 地域協議会の会長は、各建設事務所長を充て、地域協議会の会務を統括する。また、地

域幹事会の会長は、各建設事務所の要綱第4条第1項に規定する建設工事等受注者への不当要求等防止責任者を充て、地域幹事会の会務を統括する。

- 4 地域協議会等の事務局は、各建設事務所に置き、委員、顧問及び幹事との連絡窓口となり、地域協議会等の事務を行う。

#### (協議会の委員及び顧問の役割等)

第5条 本部協議会の役割は以下のとおりとする。

地域協議会からの情報を共有し、受注者への不当要求等防止の取組に反映させる。

- 2 地域協議会の委員及び顧問の役割は、以下のとおりとする。

- (1) 発注機関の長（以下「発注者」という。）は、契約の履行に当たって受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合は、その事実を受注者から発注者に報告させる。また、受注者又は下請負人等が、不当要求等の疑いがある行為を受けた場合は、受注者から発注者に相談できるようにする。
- (2) 受注者から報告または相談を受けた発注者は、受注者に支援、指導を行う。  
また、発注者は支援、指導するにあたり、必要に応じて、所轄警察署や三重弁護士会に相談する。
- (3) 発注者から相談を受けた所轄警察署や三重弁護士会は、事案に応じて発注者に助言する。なお、助言するにあたり、必要に応じて、地域協議会会長に地域協議会の開催を要請する。
- (4) 発注者は、所轄警察署や三重弁護士会からの助言を踏まえ、受注者が不当要求等（の疑いのある）行為者に対応するにあたり、受注者を支援、指導する。  
また、発注者から相談を受けた三重弁護士会は、必要に応じて、受注者からの依頼に対して個別に弁護士を紹介する。
- (5) 発注者は、受注者に対し、刑事事件に該当する場合は所轄警察署への通報を求め、被害届の提出など、捜査上必要な協力を求める。  
なお、通報の際、受注者から所轄警察署への同行を求められた場合は、発注者は同行する。
- (6) 発注者は、地域協議会の委員である三重県建設業協会支部、三重県農業土木振興会、三重県測量設計業協会と不当要求等の内容について情報共有を図る。
- (7) 暴力追放三重県民センターは、不当要求防止責任者講習を通じ、受注者、発注者を援助する。
- (8) 発注者は、受注者が不当要求等を受けた情報を第三者から得た場合は、受注者に確認する。
- (9) 発注者は、要綱第2条第1号に規定する建設工事等以外の公共工事の受注者から不当要求等に関する相談を受けた場合は、関係する発注機関に連絡するとともに、必要に応じて、所轄警察署や三重弁護士会に相談する。
- (10) 発注者は、(1)の規定により報告または相談を受けた事案について、所属する地域協議会で情報共有するとともに、地域協議会の会長を通じて、本部協議会に情報提供する。

#### (会議等)

第6条 本部協議会は、毎年度、定例会議を開催するほか、必要に応じて随時、会議を開催する。

- 2 地域協議会は、毎年度、定例会議を開催するほか、必要に応じて随時、会議を開催する。
- 3 本部幹事会及び地域幹事会は、必要に応じて会議を開催する。

**(秘密の保持)**

第7条 協議会の関係者は、協議会の活動を通じて知り得た個人情報その他の秘密事項を他に漏洩してはならない。退任後も同様とする。

**(補足)**

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、不当要求等防止協議会（本部協議会、地域協議会）の会長が不当要求等防止協議会（本部協議会、地域協議会）に諮って定める。

**附則**

**(施行期日)**

この規約は、令和3年6月3日から施行する。